

岩手県告示第338号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年5月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
総合花巻病院	花巻市御田屋町4番56号	令和7年4月1日
かつし歯科医院	釜石市甲子町第10地割1番地10	〃
藤井デンタルクリニック	釜石市只越町三丁目5番15号	〃
奥州さくち整形外科クリニック	奥州市水沢西上野町3番地3	令和7年5月1日
いしかわ耳鼻咽喉科めまいクリニック	紫波郡矢巾町大字南矢幅第7地割455番地	〃
町浦診療所	一関市千厩町千厩字町浦185番地	〃
あかさか歯科クリニック	北上市花園町二丁目5番15号	〃
メガ調剤薬局 矢巾店	紫波郡矢巾町大字藤沢第5地割12番地7	〃